

第2節 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

1章2節

循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

1 ごみゼロ社会の実現

1-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

(1) ごみの状況

平成22(2010)年度におけるごみの総排出量(注1)は653,918 tで1人あたりに換算すると966 g/人・日(注2)となっています。処理の内訳は図1-2-1のとおりであり、焼却処理が全体の約62%を占め、埋立処理が全体の約5%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は30.6%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-2-2のとおりであり、ここ数年は減少傾向となっています。

図1-2-1 ごみ処理内訳 (平成22年度)

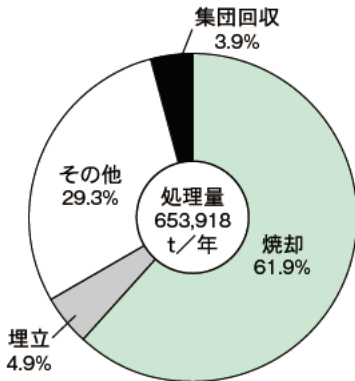
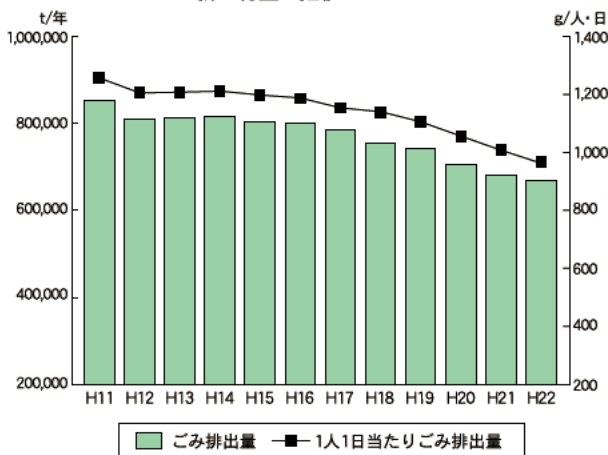


図1-2-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



(2) し尿の状況

平成22(2010)年度におけるくみ取りし尿(浄化槽汚泥を含む。以下同じ)の総量は655,095

klです。また処理の内訳は図1-2-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約98%を占めています。平成19年2月からの海洋投入処分の禁止に伴い、海洋投入はなくなりました。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-2-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は減少傾向にありますが、平成19(2007)年度は若干上昇しています。その一方で水洗化人口は増加していますが、水洗化人口割合87.8%は、全国水準(平成22(2010)年度全国平均:92.1%)に比べると低い水準となっています。

図1-2-3 くみ取りし尿処理内訳 (平成22年度)

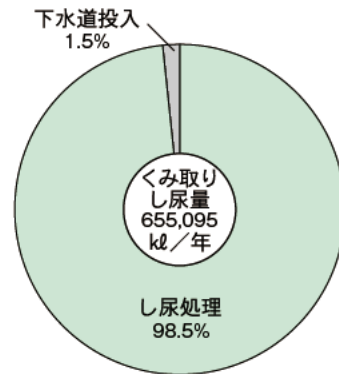
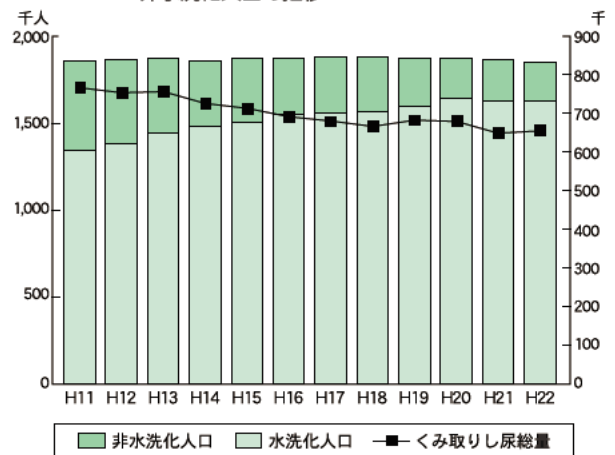


図1-2-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移



(注1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、平成17年度からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含めて修正しています。

【平成16年度まで】ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+自家処理量

【平成17年度から】ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

(注2) 平成16年度までの集計方法による平成22年度の実績は、929 g/人・日です。

(3) リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクルについて、三重県における資源化率は近年、徐々に伸びており、平成22(2010)年度で27.8%（県内全市町のごみ資源化量174,975t/処理施設で行うごみ総排出量628,725t）、集団回収による資源化量(25,193t)を加えたリサイクル率で見ると30.6%となっている。

ます。

また、平成9(1997)年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12(2000)年4月から本格施行された「容器包装リサイクル法」に基づく県内市町の分別収集状況は表1-2-1のとおりです。

表1-2-1 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

| 品目 | 平成21(2009)年度 | | 平成22(2010)年度 | | 平成23(2011)年度 | |
|----------------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|
| | 市町村数 (H21.4.1時点総数29) | 収集量(t) | 市町村数 (H22.4.1時点総数29) | 収集量(t) | 市町村数 (H23.4.1時点総数29) | 収集量(t) |
| 無色ガラスびん | 29 | 4,633 | 29 | 4,472 | 29 | 5,033 |
| 茶色ガラスびん | 29 | 4,686 | 29 | 4,460 | 29 | 4,663 |
| その他ガラスびん | 28 | 2,090 | 28 | 2,055 | 28 | 1,579 |
| ペットボトル | 29 | 3,169 | 29 | 3,247 | 29 | 3,078 |
| スチール缶 | 28 | 3,944 | 27 | 2,628 | 26 | 1,498 |
| アルミ缶 | 28 | 1,295 | 27 | 924 | 26 | 878 |
| 飲料用紙パック | 27 | 190 | 26 | 306 | 26 | 197 |
| その他プラスチック製容器包装 | 24 | 9,881 | 24 | 11,171 | 26 | 11,198 |
| うち白色トレイ | 15 | 78 | 22 | 68 | 12 | 56 |
| その他紙製容器包装 | 12 | 383 | 10 | 305 | 9 | 278 |
| 段ボール | 27 | 8,807 | 28 | 8,234 | 28 | 7,896 |

1-2 ごみゼロ社会実現プラン

県では、「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」(平成15年(2003年)11月25日公表)に基づき、県民参画のもと、平成17年3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、平成23年3月に改定しました。このプランは20年後(平成37年)のごみゼロ社会実現に向け、多様な主体が協働していくための指針となるものです。

プランでは最終目標年度を平成37(2025)年度とし、廃棄物の減量・適正処理に関する数値目標を定め、この目標達成のために県民、事業者、市町、県それぞれが自己の責任と役割を自覚し、主体的にあるいは互いに連携、協働して取組を行うこととしています。

② 資源の有効利用に関する目標

| 指標名 | 数値目標 | | |
|------------|----------------|----------------|------------------|
| | 短期 (2010年度) | 中期 (2015年度) | 最終目標 (2025年度) |
| 資源としての再利用率 | 21% | 22% | 50% |

参考：2002年度実績→2025年度目標
14.0% → 50%

③ ごみの適正処分に関する目標

| 指標名 | 数値目標 | | |
|----------|----------------------------|----------------------------|------------------|
| | 短期 (2010年度) | 中期 (2015年度) | 最終目標 (2025年度) |
| ごみの最終処分量 | 81,000 t (対2002年度約46%減) | 55,000 t (対2002年度約63%減) | 0 t |

参考：2002年度実績→2025年度目標
151,386 t → 0 t

表1-2-2 ごみゼロプランの目標値

(最終目標年度：平成37年度)

一般廃棄物

(1)ごみの減量化

①発生・排出抑制に関する目標

| 指標名 | 数値目標 | | |
|-------------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 短期 (2010年度) | 中期 (2015年度) | 最終目標 (2025年度) |
| ごみ排出量削減率 (対2002年度実績) | 家庭系ごみ 6% 事業系ごみ 5% | 家庭系ごみ 20% 事業系ごみ 35% | 家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 45% |

参考：2002年度実績→2025年度目標

家庭系535千t→375千t

事業系252千t→139千t

(2) 多様な主体の参画・協働

| 指標 | 2004年度 | 数値目標 | | |
|-------------------------|--------|----------------|----------------|------------------|
| | | 短期 (2010年度) | 中期 (2015年度) | 最終目標 (2025年度) |
| ④ものを大切に長く使おうとする県民の率 | 59.4% | 80% | 90% | 100% |
| ⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率 | 41.3% | 60% | 90% | 100% |
| ⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率 | 47.3% | 60% | 90% | 100% |
| ⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率 | 36.8% | 60% | 90% | 100% |

現在値：H22「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート調査結果より

1-3 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の推進

プランをより一層推進し、一般廃棄物を削減するにあたり課題となっている食品系廃棄物の削減をめざして、子どもを対象とした啓発資材の作成や、事業系食品廃棄物の資源化に向けた問題点を把握するための調査を実施したほか、市町へのごみ処理に係る技術的支援を行いました。

(2) ごみ減量化の促進

ごみゼロ社会の実現に向けた取組をより身近なものにするため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用し、コンビニエンスストアのダストBOXへの啓発シール貼付、着ぐるみやごみゼロソングによる啓発などを実施し、PRに取り組みました。

(3) リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づきリサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。（平成24（2012）年3月末の製品認定数：90製品）

また、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、平成18（2006）年3月に条例の改正を行いました。その後、平成21（2009）年3月に条例を、同年12月に規則を見直し、その運用により、認定リサイクル製品の品質・安全性の確保に努めています。

(4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の第6期分別収集計画（計画期間：平成23年（2011）年度から平成27（2015）年度）の推進を行いました。

(5) 使用済み自動車等の適正処理の推進

使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可及び登録事務を厳正かつ速やかに行うとともに、関連事業者への使用済み自動車の引き取りや引渡しに関する指導を行い、使用済み自動車の適正な処理及び資源の有効利用等の確保に努めました。

なお、平成23（2011）年度末における許可及び登録業者数は引取業者1,361、フロン類回収業者323、解体業者163、破砕業者（破砕前処理工程のみ）29となっています。

(6) RDF化処理の安全性の確保

ごみ処理の広域化と未利用エネルギーの有効利用を図るごみのRDF（固形燃料）化について、製造施設の安全管理に対する技術的支援に努めました。

表1-2-3 RDF化施設整備状況

| 市町村等 | 規模 | 整備期間 | 稼働年度 |
|------------------|---------|---------|------|
| 紀北町 (旧海山町) | 20 t/日 | 9~10年度 | 11年度 |
| 香肌奥伊勢資源化 広域連合 | 44 t/日 | 11~12年度 | 13年度 |
| 桑名広域清掃 事業組合 | 230 t/日 | 11~14年度 | 14年度 |
| 伊賀市 | 135 t/日 | 12~14年度 | 14年度 |
| 南牟婁清掃 施設組合 | 23 t/日 | 12~14年度 | 14年度 |
| 志摩市 | 12 t/日 | 13~14年度 | 14年度 |
| 紀北町 (旧紀伊長島町) | 21 t/日 | 13~14年度 | 14年度 |

1-4 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

ア ごみ処理施設

平成22（2010）年度末におけるごみ処理施設は、1県11市4町5事務組合・広域連合に29施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,604 t/日です。

表1-2-4 ごみ処理施設数等（平成22年度）

| 施設種別 | 焼却処理施設ごみ | | | ごみ燃料化施設 | 合計 |
|------------|----------|-----|-----|---------|-------|
| | 全連続 | 準連続 | バッチ | | |
| 施設数 | 9 | 0 | 13 | 7 | 29 |
| 処理能力 (t/日) | 1,770 | 0 | 349 | 485 | 2,604 |

イ 粗大ごみ処理施設

平成22（2010）年度末における粗大ごみ処理施設は、7市1町3事務組合に13施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は508 t/日です。

表1-2-5 粗大ごみ処理施設数等（平成22年度）

| 施設種別 | 破砕施設 | 圧縮施設 | 併用施設 | 計 |
|------------|------|------|------|-----|
| 施設数 | 10 | 0 | 3 | 13 |
| 処理能力 (t/日) | 464 | 0 | 44 | 508 |

ウ 埋立処分地施設

平成 22 (2010) 年度末における埋立処分地施設は、12 市 7 町 3 事務組合に 37 施設(残余容量のない施設を除く)が設置されており、埋立地面積 858,856㎡、全体容量 6,837,062 ㎡です。残余容量は 1,687,475㎡となっており、その残余年数は、年間埋立量 75,710㎡から推定すると約 22.3 年分となっています。

表 1-2-6 埋立処分地施設数 (平成22年度)

| 施設種別 | 山間 | 平地 | 計 |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 施設数 | 31 | 6 | 37 |
| 全体容量 (㎡) | 6,421,727 | 415,335 | 6,837,062 |
| 残余容量 (㎡) | 1,623,633 | 63,842 | 1,687,475 |

(2) ごみの収集及び処理の状況

ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町(事務組合を含む)の直営または委託が 427,174 t/年と収集量全体の 75.3%を占め、残りの 140,097 t/年が許可業者となっています。

表 1-2-7 ごみの収集形態 (平成22年度)

| 区分 | 収集量 | 比率 (%) | |
|------------|-------------|-------------|------|
| 市町・組合による収集 | 直営 | 211,348 t/年 | 37.3 |
| | 委託 | 215,826 t/年 | 38.0 |
| | 小計 | 427,174 t/年 | 75.3 |
| 許可業者による収集 | 140,097 t/年 | 24.7 | |
| 合計 | 567,271 t/年 | | |

イ 処理形態

平成 22 (2010) 年度のごみ処理量は 629,187 t/年で、平成 21 (2009) 年度に比べて 25,660 t/年(3.9%)減少しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が 404,918 t/年(64.4%)、直接埋立が 32,224 t/年(5.1%)、直接資源化が 44,941 t/年(7.1%)などとなっています。

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の 3R (リデュース、リユース、リサイクル) を推進するため、市町等が策定する循環型社会形成推進地域計画において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

1-5 し尿処理体制の整備の推進

下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町に対する助言を行いました。

1-6 災害廃棄物の処理状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号災害により、被災市町で処理しきれない災害廃棄物が発生したため、三重県災害等廃棄物処理応援協定等に基づき広域的に廃棄物の処理を進めました。

2 産業廃棄物の 3R の推進

2-1 産業廃棄物の発生と処理の状況

県では、おおむね 5 年毎に産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成 20 (2008) 年度の 1 年間に三重県内で排出された産業廃棄物は 7,014 千トンで、その処理状況の概要は図 1-2-5 のとおりとなっています。

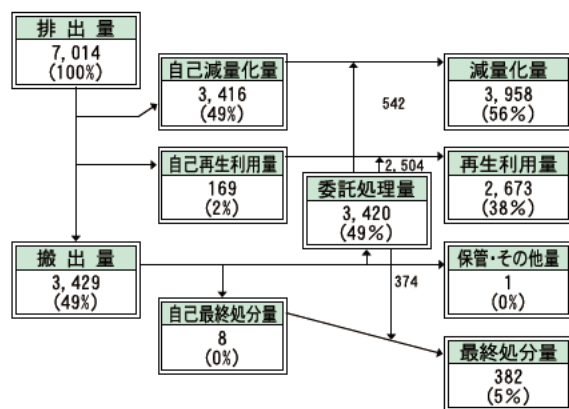
なお、鉱業と農業を含めた排出量は 9,577 千トンとなります。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図 1-2-6 のとおりです。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図 1-2-7 のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は 20 件以内の間で推移しています。

なお、平成 23 (2011) 年の産業廃棄物の不法投棄に関する検挙件数は 15 件でした。

図 1-2-5 発生及び処理状況の概要 (平成20年度)



(単位: 千t/年)

(注) 千トン未満を四捨五入してあるため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

図1-2-6 最終処分場の残余容量の推移

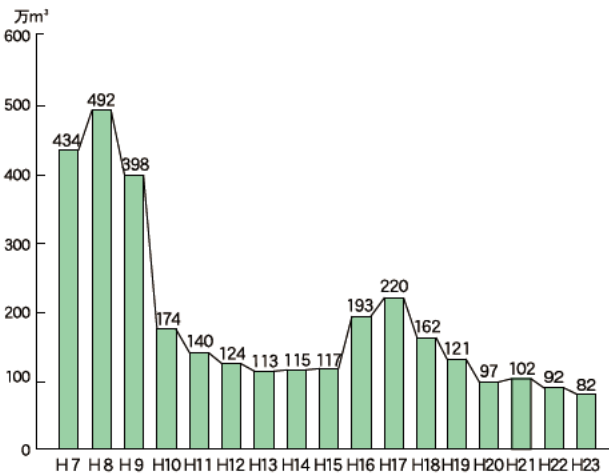
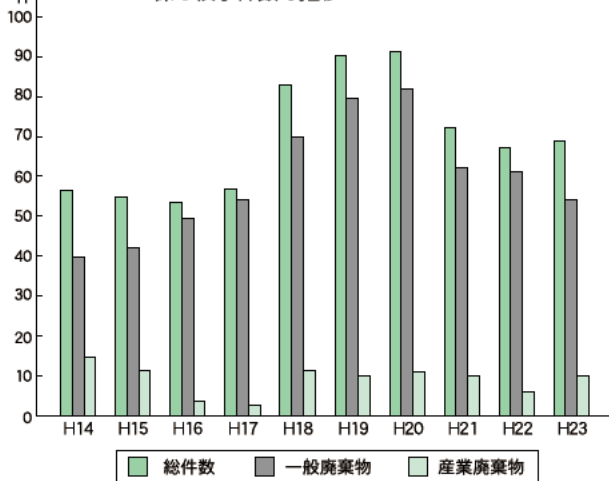


図1-2-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

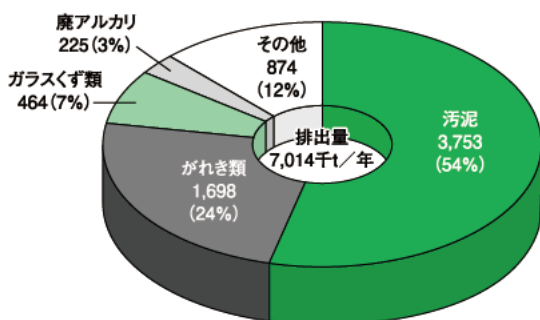


(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥（54%）が最も多く、次いでがれき類（24%）となっており、この2種類で全体の78%を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては水分を含み多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見るとがれき類が最も多くなります。

図1-2-8 種類別の排出量（平成20年度）

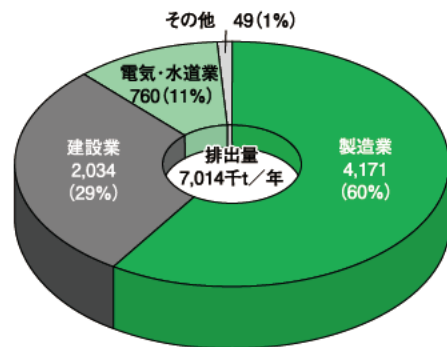


(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業（60%）が最も多く、次いで建設業（29%）、電気・水道業（11%）となっており、この3業種で全体の約99%を占めています。

なお、製造業から発生する産業廃棄物の6割を占める汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量（3,429 t）で見ると建設業が1,917 tとなり最も多い業種となります。

図1-2-9 業種別の排出量（平成20年度）



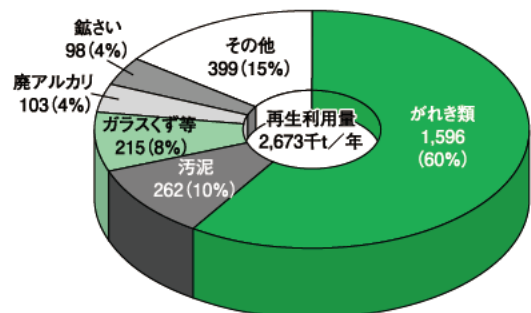
(3) 種類別の再生利用の状況

再生利用量は2,673千トン/年となっており、総排出量の38%を占めています。

種類別にみると、がれき類（60%）が最も多く、以下、汚泥（10%）、ガラスくず等（8%）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量157千トン/年、委託中間処理後再生利用量2,504千トン/年、自己未処理自己再生利用量12千トン/年に区分されます。

図1-2-10 種類別の再生利用量（平成20年度）



2-2 産業物処理計画の策定

廃棄物処理計画の策定

廃棄物処理法に基づき県では、平成23年3月に平成23年度から平成27年度までを計画期間

として「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。

計画では、循環型社会の形成に向け、県内における廃棄物の現状や課題をふまえ、低炭素社会や自然共生社会に向けたと取組とも連携しつつ、さらに3Rと適正処理を推進することとしています。

本計画では計画のめざす基本的な方向を次のとおり定めています。

- 1 ごみゼロ社会の実現
- 2 産業廃棄物の3Rの推進
- 3 産業廃棄物の適正処理の確保
- 4 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

廃棄物処理計画の目標値
(目標年度：平成27年度)

産業廃棄物

- ・排出量 8,978千t
(平成20年度9,577千tに対して6%削減)
- ・再生利用率 43.7%
(平成20年度40.6%)
- ・最終処分量 179千t
(平成20年度420千tに対して57%削減)

2-3 産業廃棄物の減量化とリサイクルの推進

(1) 企業及び排出事業者等への支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。平成21(2009)年度産業廃棄物の処理実績に基づく、平成22(2010)

年度の税収は約1億8千万円でした。

(2) 環境保全型畜産の推進

地域と調和した畜産経営の健全な発展を図るための基礎調査として、「畜産経営環境保全実態調査」を実施しました。

(3) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、三重県では建設副産物情報交換システムを活用し建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

(4) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別と再資源化を促進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用推進を図りました。

(5) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

- ・グリーン購入の取組を促進するために、平成15(2003)年1月に県内の事業者、団体、行政機関により設立された「みえ・グリーン購入倶楽部」と連携し、セミナーを開催するなど普及啓発を行いました。(平成24(2012)年3月末現在：参加組織数94)
- ・東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行

表1-2-8 畜産経営環境保全実態調査(畜産に起因する環境問題発生件数) (平成23年度)

(単位：戸数)

| 区分 | 畜産環境問題の種類 | | | | | | | | 計 |
|-------|-----------|------|------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----|----|
| | 水質汚濁 | 悪臭発生 | 害虫発生 | 水質汚濁と悪臭発生 | 水質汚濁と害虫発生 | 悪臭発生と害虫発生 | 水質汚濁悪臭発生害虫発生 | その他 | |
| 豚 | 4 | 3 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 採卵鶏 | 0 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| ブロイラー | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 乳用牛 | 2 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 肉用牛 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| その他 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 計 | 8 | 15 | 5 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 | 35 |

第1章 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを展開しました。(キャンペーン：平成24(2012)年1月15日からの1ヶ月間、東海三県一市内4,326店舗のうち三重県内595店舗)

(6) 下水道汚泥の有効利用

平成23(2011)年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の5処理場を含めて36処理場があり、その汚泥発生量は、脱水ケーキベースで約62.1千t/年です。このうち、97.3%にあたる60.4千t/年をセメント原料、緑農地への利用等に有効利用しました。

(7) 浄水場の汚泥の有効利用

平成23(2011)年度に、企業庁の9浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥約8,000m³のうち、約6,600m³を園芸用培土(約800m³)、ブランド改良材(約600m³)、路床材原料(約5,200m³)として有効利用しました。

3 産業廃棄物の適正処理の確保

3-1 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物処理施設は561施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて33施設となっています。

表1-2-9 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

(平成24年3月31日現在)

| 地域事務所名 | 設置数 | |
|-------------|--------|--------|
| | 中間処理施設 | 最終処分場 |
| 桑名 | 91 | 6(2) |
| 四日市(四日市) | 123 | 12(4) |
| 鈴鹿(鈴鹿) | 53 | 3(3) |
| 津 | 69 | 3(2) |
| 松阪 | 40 | 4(1) |
| 伊勢 | 39 | 1(1) |
| 伊賀 | 86 | 4(4) |
| 尾鷲 | 20 | 0(0) |
| 熊野 | 14 | 0(0) |
| 本庁(県外移動式施設) | 9 | - |
| 計 | 544 | 33(17) |

注1) 最終処分場の()内は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表1-2-10 産業廃棄物処理施設の種別別設置状況

・中間処理施設 (平成24年3月31日現在)

| 施設の種別 | 設置数 | | |
|--------|--------------------|------------------------|----|
| | 施設の種類 | 設置数 | |
| 中間処理施設 | 汚泥の脱水施設 | 167 | |
| | 汚泥乾燥施設 | 汚泥の乾燥施設(機械) | 11 |
| | | 汚泥の乾燥施設(天日) | 4 |
| | | 小計 | 15 |
| | 廃油の油水分離施設 | 9 | |
| | 廃酸・廃アルカリの中和施設 | 2 | |
| | 水銀を含む汚泥のばい焼施設 | 0 | |
| | 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設 | 1 | |
| | 廃プラスチック類の破碎施設 | 68 | |
| | 木くず又はがれき類の破碎施設 | 197 | |
| | 焼却施設 | 汚泥の焼却施設 | 21 |
| | | 廃油の焼却施設 | 18 |
| | | 廃プラスチック類の焼却施設 | 21 |
| | | PCB廃棄物の焼却施設 | 0 |
| | | 焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く) | 25 |
| 小計 | | 85 | |
| 計 | 544 | | |

注1) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です。(例：汚泥と廃油の焼却施設1基→汚泥の焼却施設1、廃油の焼却施設1)。

(2) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の利用を拡大するため、調整・保管施設等の整備を促進しました。

(3) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出については、最終処分場の不足とも相まって、その処分に困難になっています。

このため、県や市町などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

(4) 産業廃棄物処理業者の優良産廃処理業者認定制度

平成22年の廃棄物処理法の改正により、平成18年度から運用してきました「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」が廃止され、優良な産業廃棄物処理業者により明確な優遇措置を講ずることで産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理をより積極的に推進するという趣旨で、新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組の実施」、「電子マニフェストの利

1章2節

循環型社会の構築(廃棄物対策の推進)

表1-2-11 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成23年度）

（単位：地域数）

| 事業名 | 総事業費(千円) | 補助金(千円) | 堆肥舎 | 発酵処理 | 乾燥処理 | 浄化处理 | 畜舎 | その他 | 備考 |
|--------------|----------|---------|-----|------|------|------|----|-----|----|
| 畜産堆肥利用体制確立支援 | 2,886 | 967 | - | - | - | - | - | 2 | |

表1-2-12 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

（単位：戸数）

| 事業名 | 内容 | 実施年月 | 概要 |
|-----------------|---------------|---------|----------------|
| 資源循環型畜産確立対策推進事業 | 環境保全型畜産確立対策資料 | 平成24年3月 | 実態調査結果、法規制等の資料 |

表1-2-13 優良産廃処理業者認定件数

（平成24年3月31日現在）

| 許可区分 | 優良基準適合事業者数 | | |
|----------------|------------|-------|-----|
| | 県外事業者 | 県内事業者 | 計 |
| 産業廃棄物収集運搬業 | 45 | 13 | 58 |
| 産業廃棄物処分業 | 2 | 7 | 9 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 24 | 8 | 32 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 0 | 2 | 2 |
| 計 | 71 | 30 | 101 |

用]、「財務体質の健全性」という5つの基準に適合する優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者については、通常5年の許可の有効期間を7年とする等特例を付与するというもので、平成23年度から施行されています。

三重県における優良産廃処理業者の認定件数は表1-2-13のとおりです。

PCB廃棄物を保管している者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成22(2010)年度には1,090事業場から届出がありました。

表1-2-15 PCB廃棄物保管届出状況（平成22年度届出分）

| PCB廃棄物の種類 | 事業場数 | 数量 | |
|-----------|------|--------|---|
| 高圧コンデンサ | 914 | 8,453 | 台 |
| 低圧コンデンサ | 86 | 12,736 | 台 |
| 高圧トランス | 170 | 912 | 台 |
| 低圧トランス | 18 | 33 | 台 |
| 柱上トランス | 9 | 28,495 | 台 |
| 安定器 | 294 | 84,351 | 台 |
| 廃油 | 72 | 163 | t |
| 汚染布 | 41 | 7.5 | t |
| その他機器 | 292 | 6,036 | 台 |
| その他 | 51 | 94 | t |

※事業場数は種類・単位ごとにカウントしています。
 ※「安定器」は、主として事務用の蛍光灯に用いられていたものです。
 ※「その他機器」には、コイル、整流器、「その他」には、汚染汚泥、ノーカーボン紙などが含まれています。
 ※廃油、汚染布、その他については1ℓ=1kgとして換算

(5) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合理化及び情報の偽造防止が図られること、法令遵守の面で優れていること等のメリットがあり、その普及が強く求められています。

電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者すべてが、システムに加入している必要があるため、関係団体に導入の働きかけを行い、電子マニフェストの普及率は約27.9%（平成22(2010)年度）になりました。

表1-2-14 電子マニフェストシステム加入事業者数

平成24年3月31日

| 事業者区分 | 加入事業者数 |
|--------|--------|
| 排出事業者 | 1,022 |
| 収集運搬業者 | 220 |
| 処分業者 | 134 |
| 合計 | 1,376 |

(6) PCB廃棄物の適正処理の推進

(7) 自主情報公開の推進

産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを推進するため、環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者等に対して、産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアルに基づいた計画策定と自主的な情報公開を指導しました。

その結果、平成22年度排出実績での適正管理計画書等の策定事業所数は632社となりました。

4 監視強化と不適正処理に対する是正の推進

4-1 不適正処理の未然防止

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自らまたは許可業者への委託により適正に処理されており、不法投棄等の不適正処理事案は確実に減少傾向にあるものの、依然として予断を許さない状況です。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で多く発生しています。

なお、三重県における平成23（2011）年中における産業廃棄物の不法投棄の検挙件数は15件となっています。

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物に係る苦情発生状況は、表1-2-16及び表1-2-17に示すとおりであり、その苦情の内容は、野外焼却や大気汚染に関するもののほか、不法投棄等の不適正処理行為などに関するものとなっています。

表1-2-16 廃棄物に係る苦情発生件数
(平成19～23年度)

| 苦情内容 発生源の 施設の種類の | ごみ処理場 | し尿処理場 | 産業廃棄物 | 計 |
|------------------------|-------|-------|-------|-----|
| H19 | 1 | 0 | 250 | 251 |
| H20 | 0 | 1 | 235 | 236 |
| H21 | 0 | 0 | 217 | 217 |
| H22 | 2 | 0 | 162 | 164 |
| H23 | 1 | 0 | 126 | 127 |

表1-2-17 平成23年度における廃棄物に係る苦情発生内容
(カッコ内は平成22年度)

| 苦情内容 発生源の 施設の種類の | 大気汚染 | 水質汚染 | 悪臭 | ねずみ・昆虫 | 騒音 | その他 | 合計 |
|------------------------|------------|----------|----------|----------|----------|------------|--------------|
| ごみ処理場 | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (2) |
| し尿処理場 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 産業廃棄物 | 27 (51) | 7 (3) | 4 (8) | 0 (0) | 0 (5) | 88 (95) | 126 (162) |
| 計 | 27 (53) | 7 (3) | 4 (8) | 0 (0) | 0 (5) | 89 (95) | 127 (164) |

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成23（2011）年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表1-2-18に示すとおりであり、違反発生件数は1,361件で、前年度よりやや増加しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,074件あり、その違反内容の大部分は、保管基準違反、処理基準違反等となっています。

表1-2-18 平成23年度の立入検査実施状況
(カッコ内は平成22年度)

| 検査対象 | 立入検査件数 | 違反発生件数 | 措置 | | | | | その他口答等 |
|------------|------------------|------------------|----------|----------|------------|----------|------------|------------------|
| | | | 改善・措置命令 | 取消命令 | 始末書提出 | 告発 | 文書指導 | |
| 一般廃棄物処理施設 | 68 (43) | 5 (15) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (4) | 5 (11) |
| 産業廃棄物排出事業所 | 1,023 (907) | 390 (369) | 0 (0) | 0 (0) | 5 (6) | 0 (0) | 10 (1) | 381 (369) |
| 産業廃棄物処理業者 | 2,612 (2,234) | 684 (634) | 1 (3) | 0 (0) | 13 (8) | 0 (0) | 41 (28) | 634 (596) |
| その他 | 1,079 (1,275) | 282 (224) | 2 (0) | 0 (3) | 5 (0) | 2 (0) | 30 (12) | 236 (206) |
| 計 | 4,782 (4,459) | 1,361 (1,242) | 3 (4) | 0 (3) | 23 (15) | 2 (0) | 81 (45) | 1,256 (1,182) |

欠格要件（他府県の取り消し等）の許可取消は、含めていない。

(4) 監視・指導の強化

ア プライオリティ（優先度）の設定による効率的な監視活動を実施するとともに、不法投棄等に対しては、スピード感を重視した是正措置を行っています。また、不法投棄事案の発生場所付近や市町からの要望のあった場所等に不法投棄監視カメラを設置して重点的に監視しました。

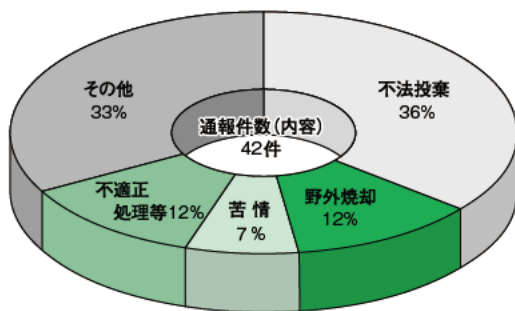
イ 県民から広く不適正処理などの情報入手する目的で、廃棄物ダイヤル110番及びファックス110番による通報制度を設け、県民等からの不法投棄情報に迅速、的確に対応を行い、早期是正を図っています。また、森林組合、民間事業所4社と情報提供協定を締結し、不法投棄の情報入手する体制を整えています。

なお、平成23（2011）年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-2-11のとおりであり、通報件数（内容）は42件で（39件を解決）、不法投棄、野外焼却に関するものが48%を占めていました。

ウ 土日祝日及び早朝の巡回監視については、県職員による休日等監視のほか、民間警備会社に業務委託（約4ヶ月）を行い、より間隙のない監視活動を行っています。

エ 三重県産業廃棄物協会と協働して、合同監視パトロールを実施するとともに、広域にわたる不法投棄に対応するために、近隣府県（岐阜県、滋賀県）と連携した監視や環境省中部環境事務所や東海3県1市との合同監視を実施しています。

図1-2-11 廃棄物ダイヤル110番通報内訳
(平成23年4月～平成24年3月)



4-2 過去の不法投棄等の是正措置

過去に行われた産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理事案のうち、長期間放置され、撤去・改善の見込みがない事案について、「県民しあわせプラン」における重点プログラムの一つとして、平成16～18(2004～2006)年度に「安全性確認調査」を実施しました。

このうち、平成16～18(2004～2006)年度に調査を実施した四日市市大矢知・平津町の事案については、原因者に対し覆土や雨水排水対策等を講じるよう、平成19(2007)年1月に措置命令を発出し、履行指導を継続する一方、地元・学識経験者・行政が地元住民の安全・安心を確保していくための「四者協議」を重ね、平成23(2011)年11月、四日市市長立会いのもと地元代表者と三重県知事により「具体的な対策工法」等に係る実施協定書が締結され、以降、詳細についての協議を進めてきました。

平成18(2006)年3月に措置命令を発出した四日市市内山町の事案については、原因者が措置を講じる見込みがないため、平成19(2007)年2月16日、硫化水素ガス対策の行政代執行に着手しました。

平成18(2006)年12月に措置命令を発出した

鈴鹿市稲生町の事案についても、原因者が措置を講じる見込みがないため、平成21(2009)年度に廃棄物層内の燻焼状態を解消するための覆土本体工事を完了しました。施工後は、温度管理等により燻焼状態を監視するとともに、燻焼状態解消の判断基準を検討しています。

また、「安全性確認調査」以前からの事案である桑名市五反田の事案については、平成13(2001)年6月8日、行政代執行に着手し、地下水浄化等、環境汚染の修復を行ってきた結果、平成19(2007)年度末までに目標レベルまでの地下水浄化を達成したところですが、平成21(2009)年11月30日に環境基準に追加された1,4-ジオキサンによる地下水汚染が新たに判明したため、改めて、緊急的な汚染地下水拡散防止措置を講じています。

さらに、桑名市源十郎新田の事案は、平成19(2007)年9月に河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22(2010)年10月に廃油にPCB(ポリ塩化ビフェニル)等が含まれていることが判明したもので、鋼矢板の設置及び瀬替え工等の緊急対策により滲出は抑止されていますが、汚染源域の囲い込み工と油の回収による恒久対策の検討を進めています。